

学生向け 生成AI 利用ガイドライン

近年、ChatGPTをはじめとする生成AIの利用が急速に広がり、大学における学修や研究においても利活用の機会が増えており、利便性や生産性の向上が期待される一方で、生成AIには誤情報やバイアス、著作権・個人情報の問題などのリスクも存在します。

本ガイドラインは、学生が生成AIを適切に利用し、自らの学修を主体的に深めるための基準を示すものです。

1. 基本原則

- 生成AIの出力をそのままレポート等に使用してはいけません。
生成AIの回答をそのまま提出する行為は、学修の本質である主体的な学びを損なうため不適切です。
また、生成AIの出力には誤情報や無断利用された著作物が含まれる場合があり、著作物を無断で利用することは剽窃となる恐れがあります。
- 授業の資料や研究データなどに含まれる個人情報、機密情報、未公開情報を生成AIに入力してはなりません。
生成AIによっては入力内容がその学習に利用され、第三者への出力に含まれる場合があります。
- 生成AIを利用した場合は、そのことを必ず明記してください。
文献・資料の引用と同様に、利用した生成AIの名称・利用日・利用目的・利用箇所等をレポート末尾や脚注に記載してください。
自分の提出物の内容の責任は、最終的に自分自身にあります。
- 授業ごとの指示に従ってください。
授業によっては、生成AIの利用が制限されたり、完全に禁止されることがあります。授業担当教員の指示に従ってください。

2. 利用にあたっての注意点

(1) 学修との関係・評価について

- 生成AIの生成物をそのまま成果物として提出してはいけません。不正行為になる恐れがあります。
- 生成AI利用時は、生成AIの名称・利用日・利用目的・利用箇所等の明記が必要です。
- 生成AIの利用を禁じた小テスト・口述試験など、追加的な評価手法が導入される場合があります。

(2) 技術的境界・誤情報

- 生成AIが出力する情報には虚偽や誤りが含まれる可能性があるため、必ず自分で確認・裏付けを行ってください。

(3) 個人情報・機密情報の扱い

- 生成AIによっては入力内容が学習に利用され出力に含まれる場合があるため、授業の配布資料や研究データなどに含まれる個人情報、機密情報、未公開情報を生成AIに入力してはなりません（例：個人名、学籍番号、住所・連絡先、実験対象者の個人情報、実習先・訪問先の情報等）。
- 生成AIサービスの利用規約をよく確認してください。

(4) 著作権

- 他者の著作物を生成 AI へ入力して生成物を利用する際には、著作権法に反しないよう注意してください。著作物の入力は原則として著作権者の許諾が必要です。

3. 利用が想定される場面（適切な利用例）

以下のような「学修を補助する目的」での生成 AI の利用が考えられます。

- ブレインストーミング（論点整理、アイデア出し）
- 文献調査の補助（ただし内容は必ず自分で検証する）
- 文章構成や表現の改善など文章作成補助
- 用語や概念の基礎的説明の確認
- 翻訳補助
- プログラムコードの改善やデバッグのヒント
- プロンプトの工夫を通じた生成 AI の仕組み理解

など。ただし、最終的な内容の正確性判断・考察・文章化は学生自身が行うことが必須です。

参考資料：

文部科学省高等教育局「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて」（令和5年7月13日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2023/mext_01260.html